

固定IP設定端末の注意点について

固定IP設定によるハイセキュアな環境に対しての接続につきましては、ご利用をいただくお客様のセキュリティポリシーにより、ご利用をいただけない場合もあります。また、ネットワーク環境等、変更された際、受信機の設定に変更が生じた場合は再度設定の変更が必要(有償)となる場合がありますので、予めご了承ください。

1. ポート設定について

LAN(端末)⇔WAN側 双方の53(UDP)解放

LAN側 ⇒ WAN側(端末) へのTCP/IPポート No9001の解放

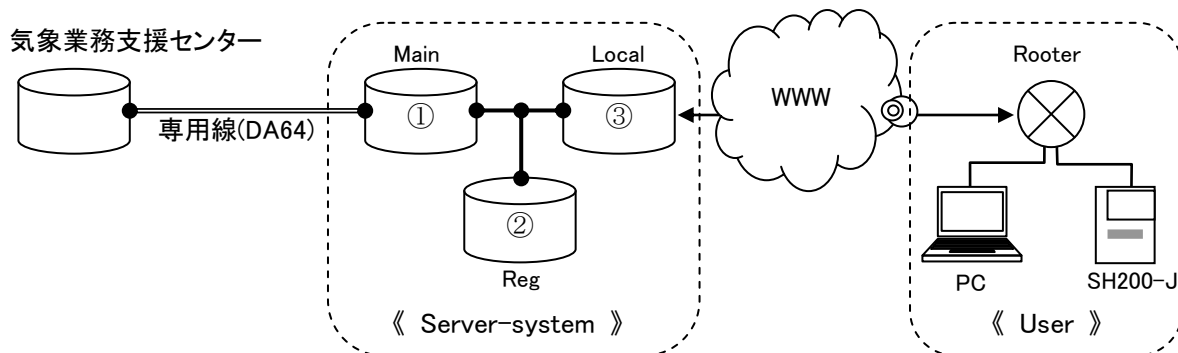
ご注意

サーバーと受信端末は、独自プロトコル(バイナリ+ascii)を使用して通信している為、TCP上位層(アプリケーションレベル)でファイアウォールをかけるにはプロトコルの開示が必要になってしまいますので対応することはできません。

2. 通信関連について

(1) SH200-J 受・配信サーバーシステム 概要

- 緊急地震速報を二次配信するために3種類のサーバーを使用しております。
 - ① : 気象業務支援センターからの緊急地震速報電文を受信する「メイン(Main)サーバー」(DNSサーバーとしても機能)
 - ② : 端末の個別情報の管理をする「登録(Reg)サーバー」
 - ③ : 各端末へ電文の再配信を行なう「配信(Local)サーバー」



- 各サーバーの「IPアドレス & ポートNo」

No	サーバー名	ドメイン	IPアドレス	ポートNo
②	登録サーバー	reg.digital-catfish.com	***.*****.**	9001
(①)	(DNSサーバー)	-	(***.**.***.**)	(53)
③	配信サーバー		***.*****.**	9001

※各サーバーのIPアドレスについては、事前に秘密保持誓約書をご提出いただきます。

3. 新規接続から通信開始～利用までの通信手順

- 1) 端末を接続(LAN と電源)。
- 2) 端末が、ルータから割り振られた IP と端末が任意選択する自己 PORT-No(1025～65535 の中から任意)で、DNS を利用し登録サーバーへ PORT-No9001 番を使い通信確立(TCP/IP)を行なう。
- 3) 端末は登録サーバーから、個別登録済みの担当となる配信サーバーの IP アドレスを取得。
(この時点でサーバーに登録をしていないと端末はエラー画面を表示します。)
- 4) 登録サーバーと端末は、FIN と ACK-FIN パケットを送信し合い通信を終了します。
- 5) 3)で取得した IP アドレスの配信サーバーへ通信確立(TCP/IP)を行なう。この接続時に各端末の登録固有情報(緯度・経度・地盤増幅率)を取得します。
- 6) 配信サーバーと端末は、通信終了パケットを送信せずに、通信を持続します。
・・・通常使用開始・・・
- 7) 約 3 分に 1 回、通信確認パケットを送り、配信サーバーとの接続の確認をします。
(この時に時刻を取得し端末の時刻補正を行ないます。)
- 8) 上記「7」で異常があった場合、今までの通信を終了させ、新規に通信確立を行ないます。

※ 再起動時には上記 5)項からの手順になります。

(2) 電文受信～報知

通信を維持しているため、サーバーからの緊急地震速報の即時受信が可能になり、端末では電文を受信後、予測震度・猶予時間を演算して報知いたします。

お問合せ先
(株)アース・キャスト
電話 03-5805-2571

機密保持誓約書

住所.....

社名..... 印

担当.....

緊急地震速報サービス端末の設置において知りえた貴社の機密情報の取扱いについて、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

第1条(目的)

本誓約書は、(以下、乙という)が緊急地震速報サービス端末設置において知りえた株式会社アース・キャスト(以下、甲という)の機密情報を守秘するための誓約で、乙の機密保持義務の履行等を定めることを目的とします。

第2条(機密の定義)

乙が機密保持義務を負う機密情報とは、甲が機密として指定した情報をいいます。ただし、次の各号の情報は機密情報には該当しません。

- ①既に公知となっている情報および開示後に公知となった情報
- ②甲が乙に公表することを承諾した情報

第3条(禁止事項)

乙は、前項に定める機密情報を機密に保持するために次の各号に掲げる行為をしてはなりません。

- ①機密情報を甲の承諾なしに第三者に提供すること。
- ②機密情報を甲の承諾なしに業務を履行する以外の目的に使用すること。
- ③機密情報を甲の承諾なしに複製すること。
- ④機密情報を甲の承諾なしに廃棄、残置すること。

第4条(損害)

乙がその責に帰すべき事由により本誓約の各条に違反し甲に損害を与えたときは、乙は甲にその損害を賠償することとし、その期間の有無は問わないものとします。